

長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰、人材不足等様々な影響を受けている市内の交通事業者が事業継続を図るため、労働環境の改善に係る費用に対し、予算の範囲内において、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者のうち、本市の区域を含む路線を定めて定期に運行する者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第4号に規定する自動車運送事業を行う者を除く。）
- (2) 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者（福祉輸送のみを行う者を除く。）のうち、本市の区域内に本社又は営業所を有するタクシー事業者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める労働環境を改善するための経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額、人件費、個人給付的な経費並びに市長が不適当と認める経費を含まない。

- (1) 前条第1号に規定する者 本市区域を含む路線を所管する営業所における快適な職場環境を形成するために必要な施設整備、備品購入等の経費、長時間労働の削減、有給休暇の取得の促進その他の多様な働き方の推進に係る経費並びに市長が認める経費
- (2) 前条第2号に規定する者 本市区域内の施設における快適な職場環境を形成するために必要な施設整備、備品購入等の経費、長時間労働の削減、有給休暇の取得の促進その他の多様な働き方の推進に係る経費並びに市長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に規定する者 前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じ、さらに、本市区域内を含む路線を所管する営業所における営業キロ全体に占める本市の区域に係る割合（以下「市域割合」といい、その市域割合が2分の1を超える場合には市域割合は1とする。）を乗じて得た額（以下、「算出額」という）とする。ただし、算出額と補助対象経費の10分の1の金額とのいずれか大きい額とし、当該補助対象経費を対象として国、地方公共団体等が交付決定した補助金（以下「国庫補助金等」という。）との合計が補助対象経費の4分の3を超えない額とする（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り下げた額）。
- (2) 第2条第2号に規定する対象者 前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と、補助対象経費の10分の1の金額とのいずれか大きい額とする。ただし、国庫補助金等との合計が補助対象経費の4分の3を超えない額とする（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り下げた額）。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる写真、資料
- (2) 請求書、領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類
- (3) 国庫補助金等を活用している場合は、当該補助金の実績報告書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定通知をもって、長岡京市補助金等交付規則第9条の規定による確定通知を行ったものとみなす。

3 市長は、当該交付決定について次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を保管しておき、市長の請求があればこれに応じること。

(2) その他市長が必要と認めること。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(財産処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他市長の定めるもの

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所 在 地

事業者名

代表者名

長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付申請書

長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金の交付を受けたいので、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の内容が分かる写真、資料
- (2) 請求書、領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類
- (3) 国庫補助金等を活用している場合は、当該補助金の実績報告書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

長岡京市長

長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助条件

- (1) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を保管しておき、市長の請求があればこれに応じること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地
事業者名
代表者名

長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付請求書

年 月 日付 号で交付決定通知があった標記の補助金について、
長岡京市交通事業者労働環境改善対策補助金交付要綱第8条の規定により、
下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円